

## 外国人材日本語習得支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、長野県内（以下「県内」という。）の中小企業等における外国人材活躍・定着促進を図るため、外国人材を雇用する中小企業等に対し、外国人材への日本語学習に要する経費を予算の範囲内で補助金として交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、県内に本社又は主たる事務所を有し、県内で外国人材（技能実習生）を雇用する中小企業等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

### (補助対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額 (1事業者当たり)
技能実習生の日本語能力向上のための日本語学習（日本語教育の参照枠A2レベル相当以上）に関する事業（※）	① 日本語教室の開催経費（講師の謝金及び旅費、会場使用料、通信費、消耗品費、委託料、翻訳・通訳料） ② 日本語教室の受講経費（受講料、旅費） ③ その他知事が必要と認める経費	1/2以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（15万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てる）

(※) 国若しくは県の他の補助金等の交付を受けておらず、かつ受ける予定のないもの。

2 前項の補助対象経費は、次に掲げる補助対象外経費を控除したものとする。

- (1) 教材費・テキスト代
- (2) 日本語試験や技能検定等の受験手数料

- (3) 受講者の人件費、食糧費
- (4) 設備・機器（パソコン・タブレット・各種通信機器・モニター等）・ソフトウェア（ライセンス及びクラウドサービスを含む）の購入及び更新費
- (5) その他知事が不相当と認める経費

（補助金交付申請書等）

第4 補助対象事業を実施しようとする者（以下「実施主体」という。）は、別に定める日までに次の各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 外国人材日本語習得支援補助金交付申請書（様式第1号及び様式第1号別紙）
- (2) 外国人材日本語習得支援補助金事業計画書（様式第1号の2）
- (3) 外国人材日本語習得支援補助金収支予算書（様式第1号の3）
- (4) 必要経費の積算根拠がわかる資料
- (5) 会社等概要
- (6) 補助対象事業に参加する外国人材を雇用していることが確認できる書類
- (7) 補助対象事業に参加する外国人材の在留カードの写し
- (8) 県税に未納の徴収金がないことの証明書
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合であっても、この限りでない。この場合において、実施主体は、第12第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

（補助金交付の条件）

第5 知事は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、交付の申請をした者に通知するものとする。

なお、交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（実施期間の変更を含む。）をしようとするときは、外国人材日本語習得支援補助金事業計画変更（廃止）承認申請書（様式第2号）により、速やかに知事に報告してその承認を受けること。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。
- (2) 補助対象事業を廃止しようとするときは、外国人材日本語習得支援補助金事業計画変更（廃止）承認申請書（様式第2号）により、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (3) 補助対象事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保存しなければならない。
- (4) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに知事に報告しなければならない。この場合

にあつては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納入させることがあること。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りでない。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、補助対象事業の遂行につき特に必要と認められる事項について、条件を付すことがある。

(軽微な変更の範囲)

第6 第5第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合。
- (2) 補助対象経費の総額の20%以内で増額又は減額する場合。
- (3) 事業内容に変更がなく、やむを得ない事由により補助金額を20%の範囲内で減額する場合。

(交付申請の取下げ)

第7 実施主体は、第5第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付申請を取り下げるときは、外国人材日本語習得支援補助金交付申請取下書(様式第3号)を、当該通知を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 実施主体は、申請書に記載した事業実施計画が完了した時は、当該完了日から起算して30日を経過する日又は別に定める日のいずれか早い日までの間に次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 外国人材日本語習得支援補助金実績報告書(様式第4号及び様式第4号別紙)
- (2) 外国人材日本語習得支援補助金事業完了報告書(様式第4号の2)
- (3) 外国人材日本語習得支援補助金収支決算書(様式第4号の3)
- (4) 補助対象事業の内容が確認できる書類の写し及び写真
- (5) 補助対象経費の支出に関する書類(納品書、領収書等の写し)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(完了検査)

第9 知事は、第5第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)から第8の規定による実績報告書の提出があったときは、完了検査職員を指定し、第8第1項の各号に掲げる書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査の結果、補助対象事業の内容が適当と認められるときは、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10 補助事業者は、第9第2項の規定による通知を受けた後、補助金の交付を請求しようとするときは、外国人材日本語習得支援補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

第11 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に、又は補助対象経費以外に使用したことが判明したとき。

(消費税仕入控除税額の報告)

第12 第4第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第8第1項の各号の書類を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の第8第1項の各号の書類を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を外国人材日本語習得支援補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助対象事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(その他)

第13 その他事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月23日から適用する。